

平成19年度版「**過疎対策の現況**」について

(概 要 版)

平成 20 年 9 月

総務省自治行政局過疎対策室

目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概要	2
3. 過疎地域の人口の動向	3
(1) 人口減少率の推移	3
(2) 過疎地域の人口構成	4
4. 財政状況等	5
5. 産業及び雇用	6
6. 生活環境等の整備状況	7
7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離	8
8. 高度情報化への対応	9
9. 福祉・医療の状況	10
10. 教育の状況	11
11. 定住・交流の促進等	12
(1) 集落の現状	12
(2) 集落移転・集落再編の取組	14
(3) U I ターン者の実態把握	15
(4) 都市等との連携・交流	16
12. 過疎対策事業に係る実績・計画	19

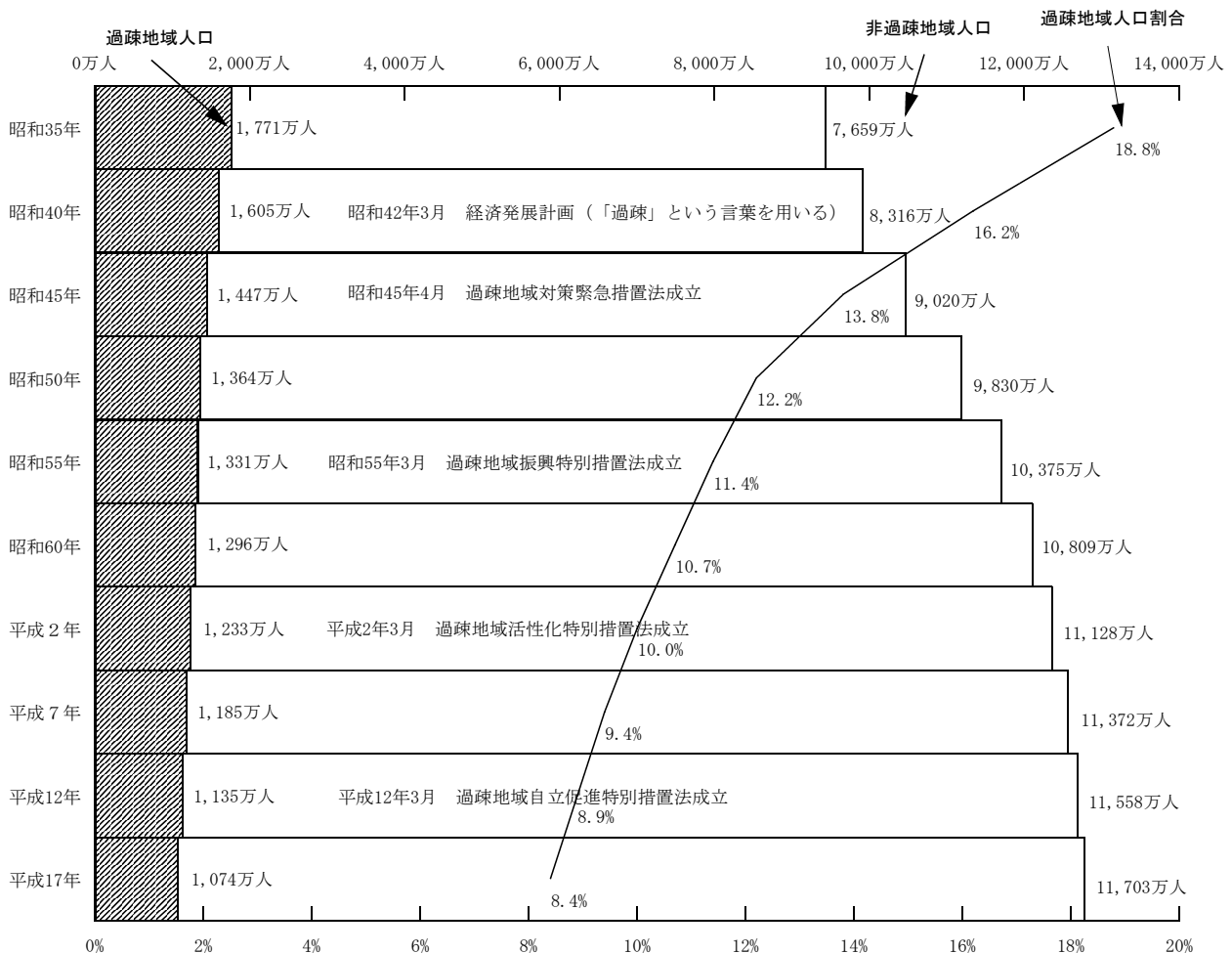
- ・ 過疎地域とは、
 - ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村の区域
 - ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域
 - ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。
- ・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、①～③の区域に係る数値を使用している。また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- ・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

1. 過疎対策のあゆみ

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的條件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、過疎地域における生活の基礎的條件の整備と地域の自立促進のために、地方公共団体において自主的な取組が行われると同時に、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

図表1 過疎地域の人口と過疎対策の流れ



(備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は平成20年4月1日現在。

2. 過疎地域の概要

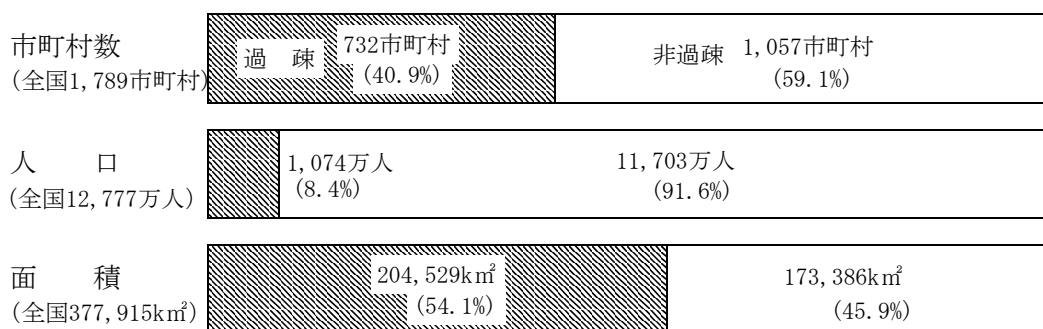
(過疎地域は国土の半分強、市町村の約4割を占める多様な地域)

過疎地域は、人口では全国の約8%を占めるに過ぎないが、面積では国土の半分強、市町村の約4割を占めている。

過疎地域は人口減少が著しいほか、若年者が少なく高齢者が多い、全国に先駆けた高齢社会であり、財政力が脆弱な地域である。

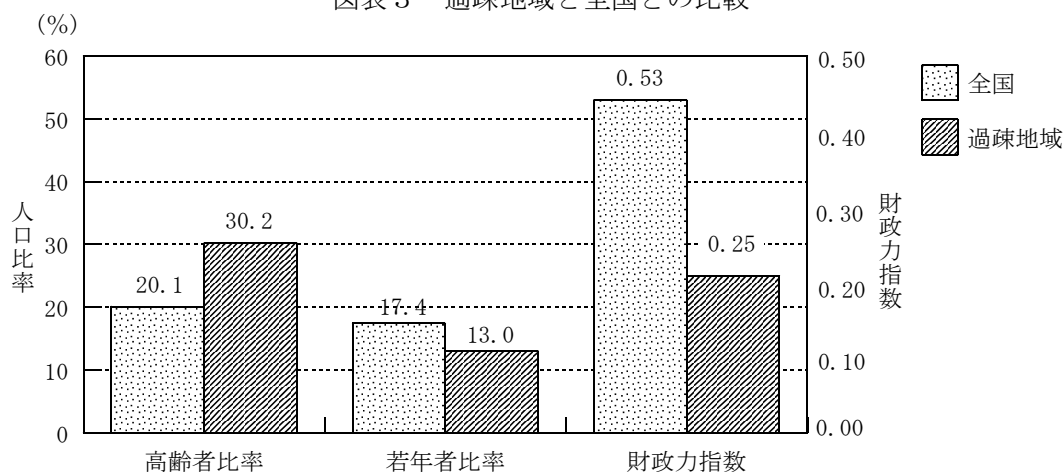
また、過疎地域は、自然的・地理的条件の面においても、産業・地域文化等の面においても、多様な地域からなり、その状況や抱える問題も一様ではない。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



- (備考) 1 市町村数は平成20年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
人口及び面積は平成17年国勢調査による。
2 東京都特別区は1団体とみなす。
3 () は構成割合である。

図表3 過疎地域と全国との比較



- (備考) 1 高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）及び若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）は平成17年国勢調査による（加重平均）。
2 財政力指数は平成18年度地方財政状況調査等による（単純平均）。なお、市町村の一部の区域が過疎地域とみなされる場合については、合併前の旧市町村の数値に基づく。ただし、全国の平均値においては、一部過疎区域を有する市町村においても、一本算定を用いている。
3 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3. 過疎地域の人口の動向

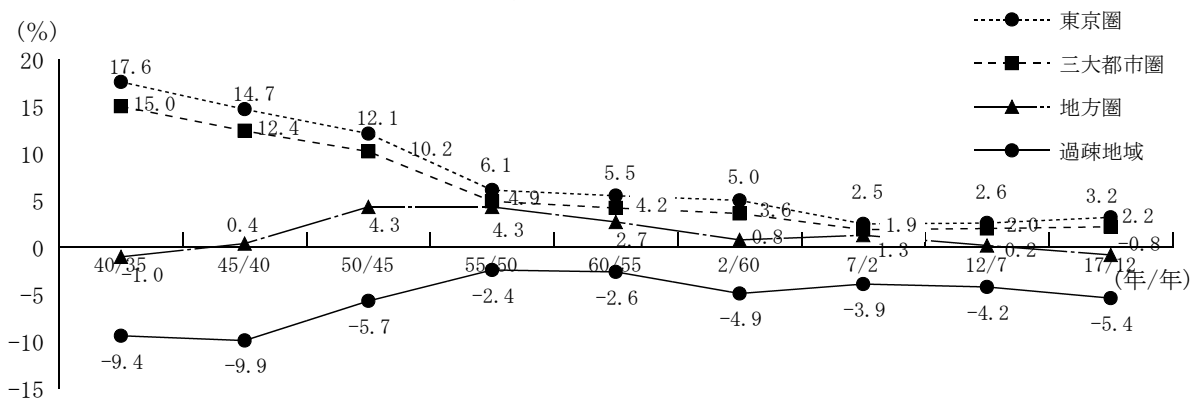
(1) 人口減少率の推移

(社会減、自然減ともに拡大)

過疎地域の人口減少率の推移をみると、昭和35年～45年には10%程度と著しく人口が減少したが、その後人口減少率は低下し、平成12年～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大しつつある。

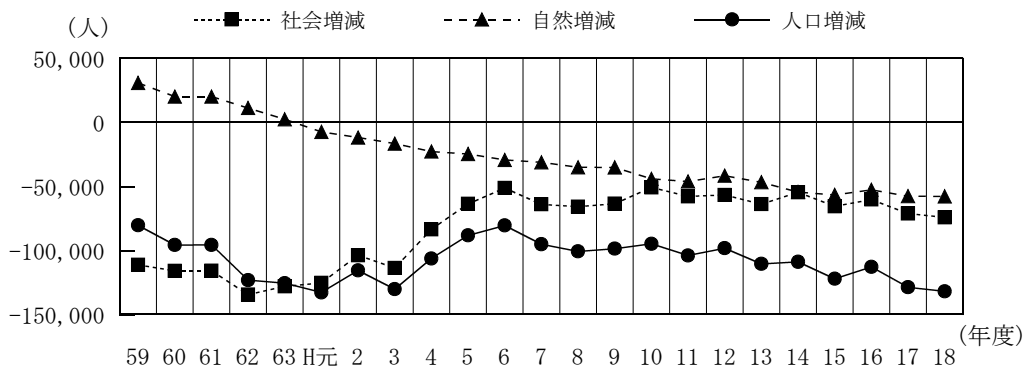
人口減少の要因をみると、数年前まで社会減は横ばい傾向にあったが、平成17年度以降減少幅が拡大している。また、自然減は出生数の低下傾向により減少幅が拡大傾向にある。今後も過疎地域の人口は、社会減、自然減により、減少していくことが予想される。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の区域）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の区域）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

図表5 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移

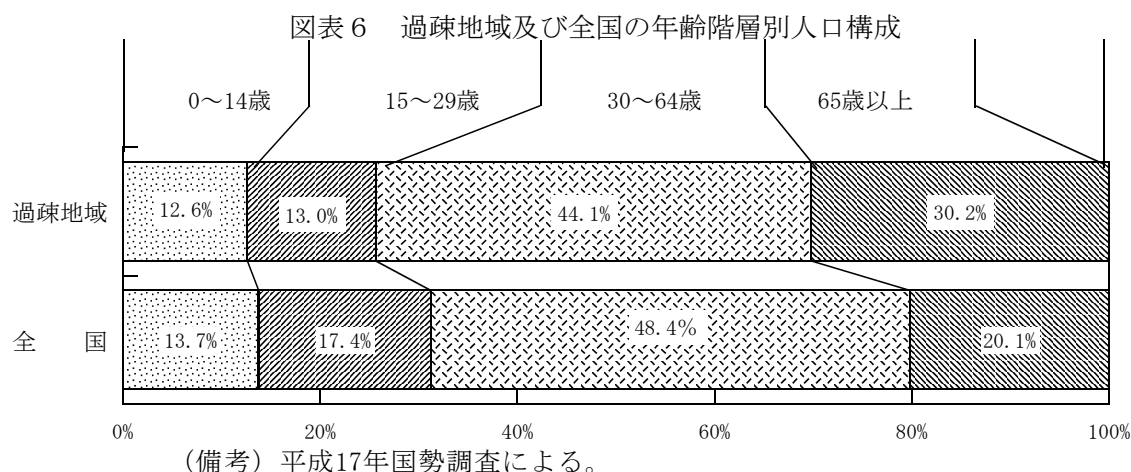


- (備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない区域（平成15年度 10区域、平成16年度 141区域、平成17年度 275区域、平成18年度 278区域）については除いている。

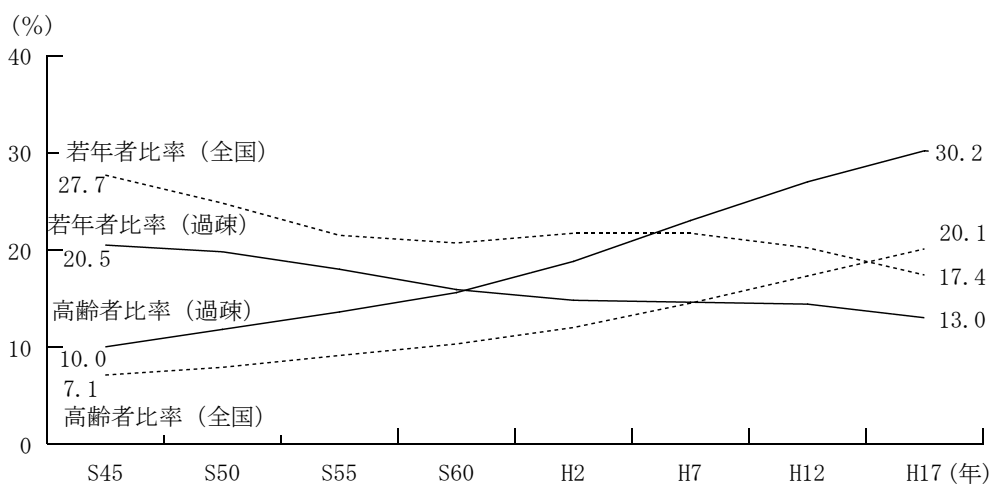
(2) 過疎地域の人口構成

(過疎地域は全国に先駆けた高齢社会)

過疎地域の年齢階層別人口構成を全国と比較すると、0～14歳人口の割合については大差はないが、15～29歳の若年者比率は13.0%と低く（全国は17.4%）、65歳以上の高齢者比率は30.2%と高い（全国は20.1%）。



図表7 高齢者比率及び若年者比率の推移



区 分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	
高 齢 者 比 率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1
	過疎②	10.0	11.8	13.6	15.6	18.8	23.0	27.0	30.2
	②-①	2.9	3.9	4.5	5.3	6.8	8.5	9.7	10.1
若 年 者 比 率	全国①	27.7	24.8	21.5	20.7	21.7	21.7	20.2	17.4
	過疎②	20.5	19.8	18.0	15.9	14.8	14.6	14.4	13.0
	②-①	△7.2	△5.0	△3.5	△4.8	△6.9	△7.1	△5.8	△4.4

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。なお、一部過疎地域を有する市町村は、その区域内の人口による。

3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

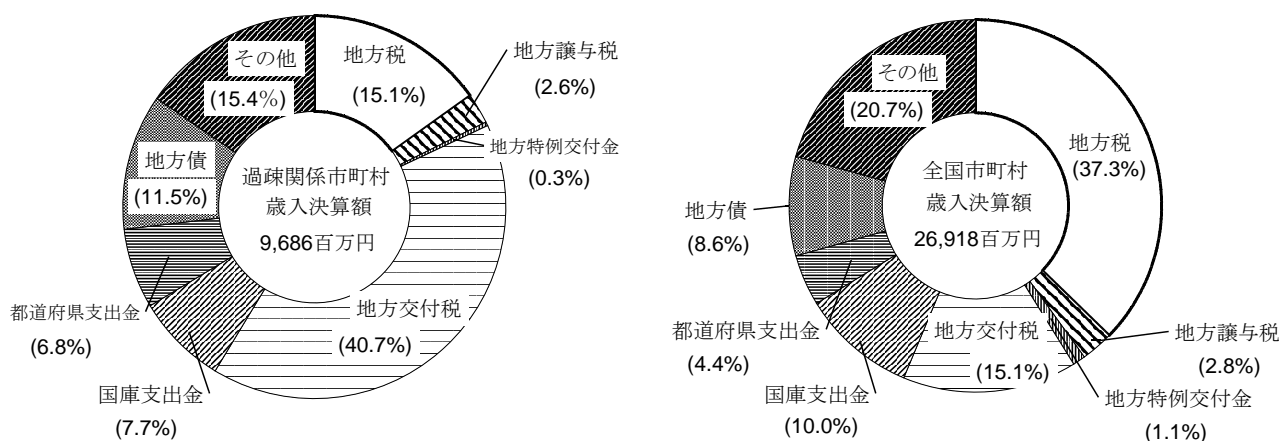
4. 財政状況等

(自主財源に乏しく、脆弱な財政構造)

過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は15.1% (全国 37.3%) に過ぎない。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成18年度においては、全国の平均が0.53であるのに対し、過疎地域平均は0.25となっている。

図表8 平成18年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「平成18年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない278区域について過疎関係市町村から除いている。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数
(単位：団体、%)

区 分		平成18年度
		市町村
過 疎 地 域	0.1未満	9 (1.2)
	0.1以上0.2未満	233 (31.9)
	0.2以上0.3未満	291 (39.8)
	0.3以上0.42以下	165 (22.6)
	0.42超	33 (4.5)
	計	731 (100.0)
平均値 A		0.25
全国平均値 B		0.53
B - A		0.28

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
 2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。
 3 財政力指数は、平成16年度から平成18年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
 4 () は団体数合計に対する構成比である。
 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

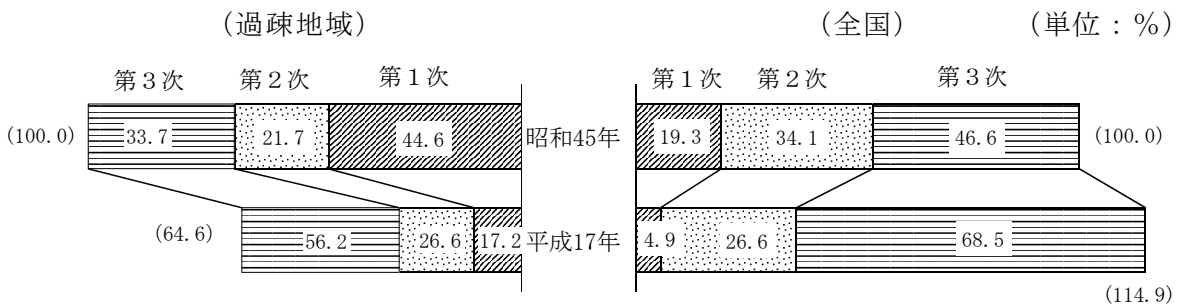
5. 産業及び雇用

(第二次、第三次産業就業者が約8割)

過疎地域の産業別就業人口割合をみると、かつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～平成17年の35年間に大きく減少し、現在では、第三次産業就業者が5割以上を占め、第二次産業就業者も約3割となっている。

また、農業所得について耕地10a当たりの生産農業所得をみると、北海道を除く地域では、過疎地域は全国と比較して依然格差がみられる。

図表10 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



(備考) 1 国勢調査による。

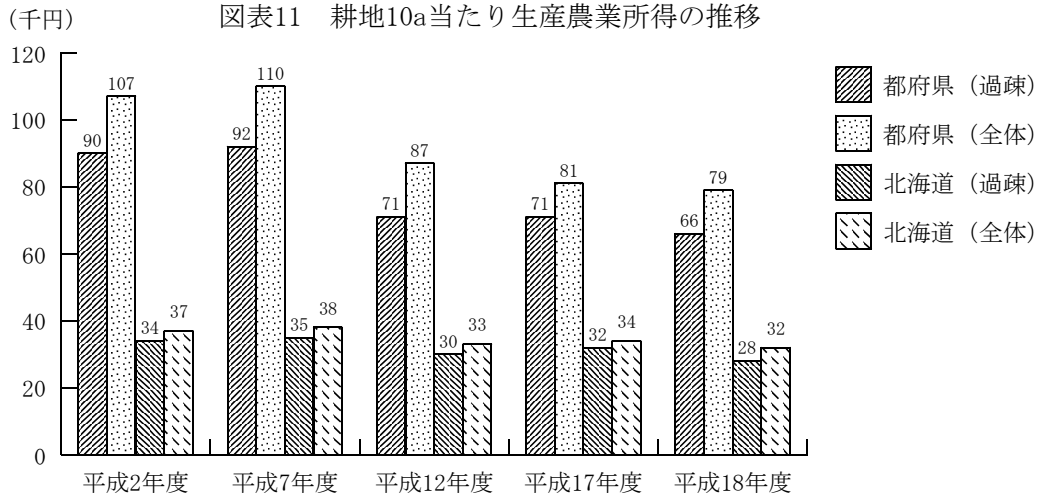
2 () は昭和45年の就業人口を100としたときの指数である。

3 過疎地域は平成20年4月1日現在。

4 平成17年については、一部過疎地域のうちデータを取得できない194区域について過疎地域から除いている。

5 総数には分類不能産業を含まない。

図表11 耕地10a当たり生産農業所得の推移



(備考) 1 農林水産省「生産農業所得統計」及び「耕地及び作付面積統計」による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 () は対全体比(%)である。

4 一部過疎地域のうち、データを取得できない区域(「生産農業所得統計」は、平成17年度 205区域、平成18年度 278区域、「耕地及び作付け面積統計」は、平成17年度 275区域、平成18年度 278区域)について過疎地域から除いている。

6. 生活環境等の整備状況

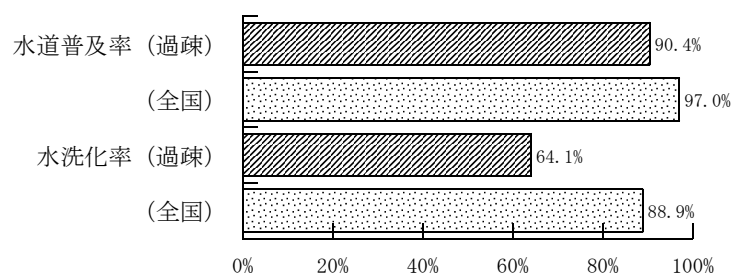
(依然残る生活基盤の格差)

過疎地域における生活環境整備の状況を全国と比較してみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、未だ7ポイント近い開きがある。

水洗化率については、全国88.9%に対して過疎地域64.1%となっており、依然として著しい格差がみられる。

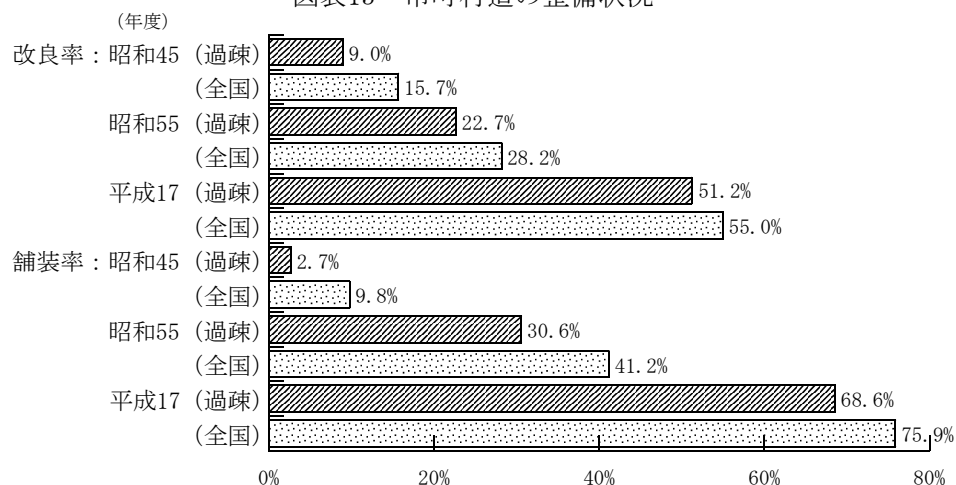
市町村道の整備水準については、著しく改善されてきているが、なお格差は存在している。

図表12 水道普及率及び水洗化率



- (備考) 1 水道普及率は総務省「平成17年度公共施設状況調」等による。
 2 水洗化率は環境省「平成17年度一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 3 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域について過疎地域から除いている。

図表13 市町村道の整備状況



- (備考) 1 総務省「公共施設状況調」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域について過疎地域から除いている。

7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離

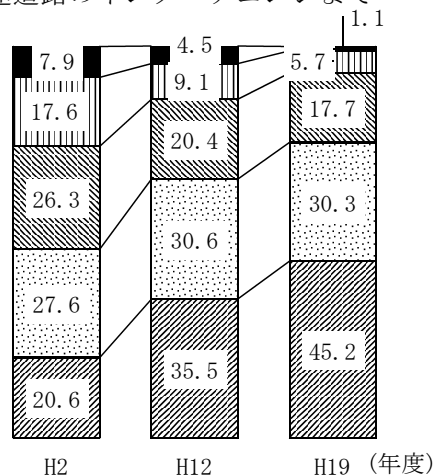
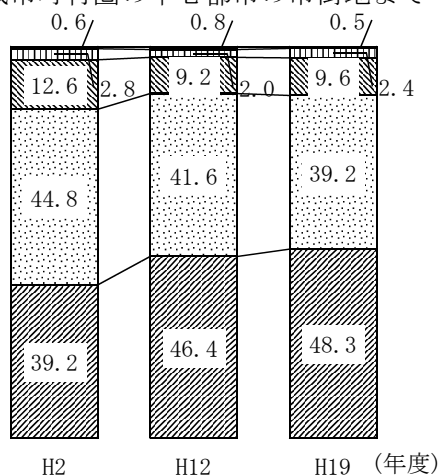
(徐々に改善するアクセス)

過疎地域の市町村の庁舎からの自動車による時間距離を、平成2年度と平成19年度とで比較すると、広域市町村圏の中心都市の市街地まで1時間以内で行くことができる市町村は、84.0%から87.5%へと若干改善し、高速道路インターチェンジまでについては48.2%から75.5%へと大幅に改善している。また、都道府県庁までについては18.6%から25.1%へと改善されてきているが、2時間以上かかる市町村も依然として約3割が残されている。

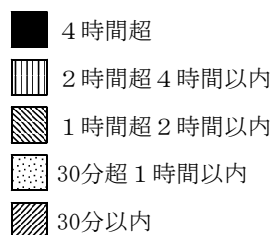
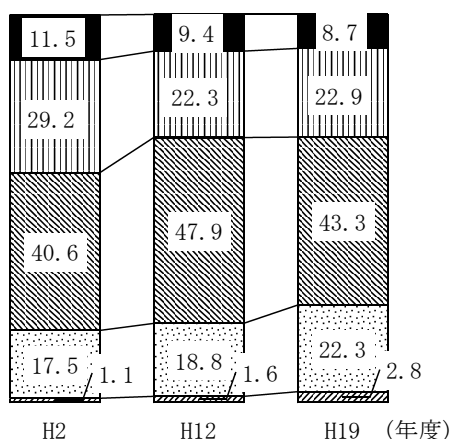
図表14 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

(1) 広域市町村圏の中心都市の市街地まで

(2) 高速道路のインターチェンジまで



(3) 都道府県庁まで



(単位：%)

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎地域市町村の庁舎（市町村の一部が過疎地域とみなされる場合の当該区域については旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設）から、自家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。

8. 高度情報化への対応

(都市部より遅れている普及)

ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率（平成19年度末時点）は、全国で98.3%であるのに対し、過疎地域では94.2%であり、全国より4.1ポイント低くなっており、ブロードバンドサービスの普及が遅れている。

携帯電話のサービスエリアカバー率（夜間人口ベース）は、全国では99.8%でありエリア外人口は0.2%であるが、過疎地域ではなお1.9%残されている。

図表15 ブロードバンドの整備状況

区 分	ブロードバンドのサービスエリアの 世帯カバー率（推計）
過疎関係市町村	94.2 %
全 国	98.3 %

(備考) 1 平成20年3月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

3 ブロードバンド・サービス（FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等）について、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能の有無を区分し、国勢調査（平成17年）及び住民基本台帳（平成19年3月末）の世帯数を踏まえ、サービスエリアの世帯カバー率を推計。ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても、収容局からの距離が概ね4kmを超える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている。

図表16 携帯電話サービスエリアカバー率の状況

(単位：%)

		過 疎 地 域	全 国
夜間人口 ベース	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2

(備考) 過疎地域、サービスエリアカバー率は、平成19年度末時点。

9. 福祉・医療の状況

(着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域においては、全国に比べ小児科医や産婦人科医が少ない、無医地区の減少ペースが非過疎地域と比較してゆるく、引き続き多くの無医地区が残されている等の課題がある。

福祉の状況を全国と比較してみると、1市町村当たりの特別養護老人ホームの施設数については、全国に比べ過疎地域での立地は進んでいない。

図表17 主な専門科別医師

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科
過疎地域	14,564	6,054	667	1,747	466
人口1万人あたり	13.75	5.72	0.63	1.65	0.44
全国	256,668	73,670	14,677	23,240	10,594
人口1万人あたり	20.09	5.77	1.15	1.82	0.83

(備考) 1 厚生労働省「H16医師・歯科医師・薬剤師調査」及び総務省の実施したアンケート調査による。

2 過疎地域は、平成18年10月1日現在。

3 一部過疎地域については、アンケート調査で回答のなかった25市町村を除いている。

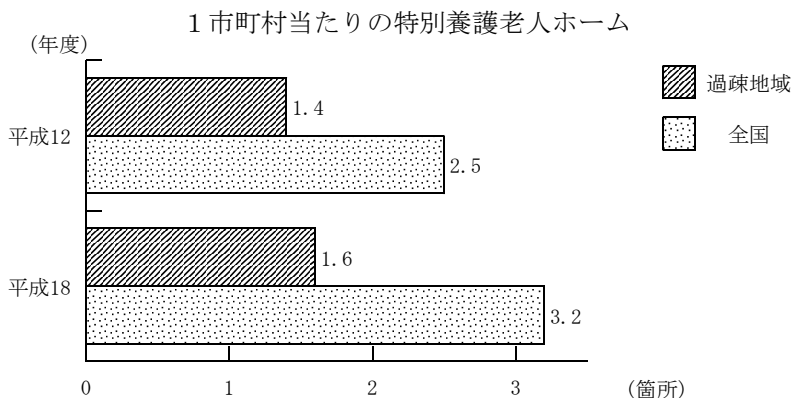
図表18 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区分	昭和53年10月		昭和59年10月		平成6年9月		平成11年6月		平成16年12月		S53～H16 増減率	
	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数	無医地区数	無医地区を有する市町村数
過疎市町村	1,168	555	887	463	725	389	715	368	621	312	△46.8	△43.8
非過疎市町村	582	323	389	230	272	156	199	127	165	97	△71.6	△70.0

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

図表19 高齢者福祉施設の整備状況



(備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。

2 過疎地域は、平成20年4月1日現在。

10. 教育の状況

(義務教育、幼児教育、高校進学率の状況)

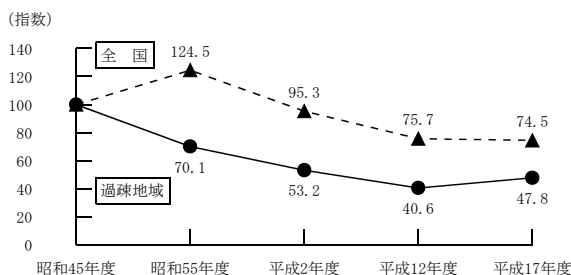
過疎地域における小中学校1学校当たりの児童数及び生徒数を全国と比較すると、平成17年度で児童数が約35%、生徒数が約41%の水準であり、過疎地域においては小規模校が多い状況にある。また、昭和45年を100とした指数の推移をみると、全国と比較して過疎地域の減少幅がより大きい。

幼児教育経験者比率及び高等学校等への進学率は、昭和45年度には過疎地域と全国とで約20ポイント程度の格差があったが、幼児教育経験者比率については平成2年度以降、高等学校等への進学率については昭和60年度以降、格差はほぼなくなっている。

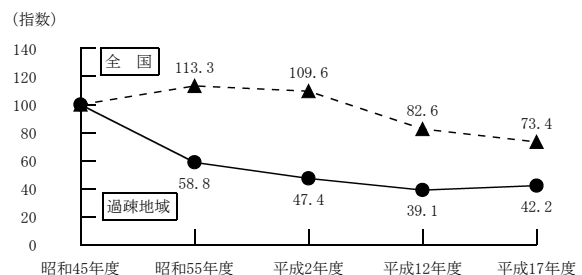
図表20 義務教育の状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

小学校児童数の推移（昭和45年を100とした場合の指数）



中学校生徒数の推移（昭和45年を100とした場合の指数）



- (備考) 1 総務省「公共施設状況調」等による
2 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

図表22 高等学校等への進学率

昭和45年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成19年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.8	97.9	97.0	98.3	97.7

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

1 1. 定住・交流の促進等

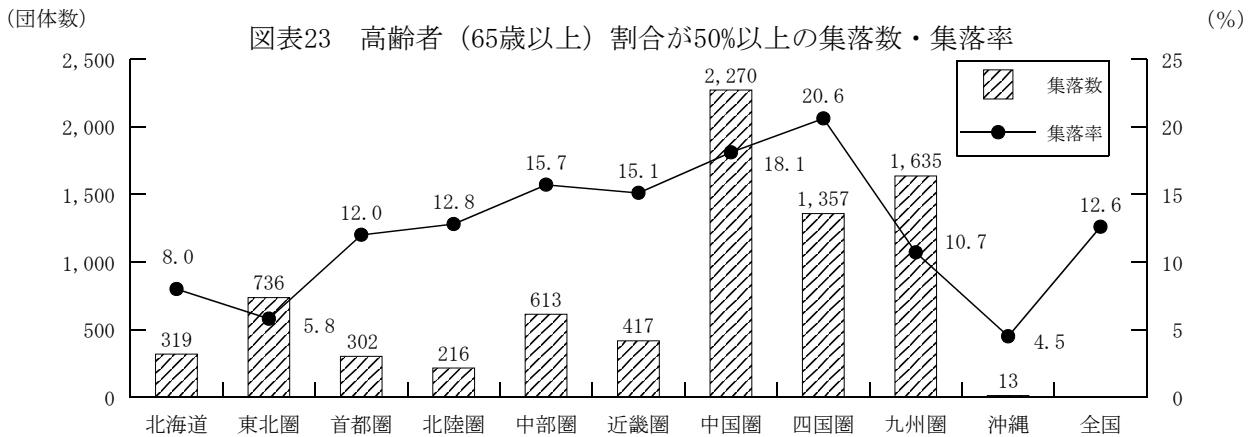
(1) 集落の現状

(集落での問題の発生状況と対策)

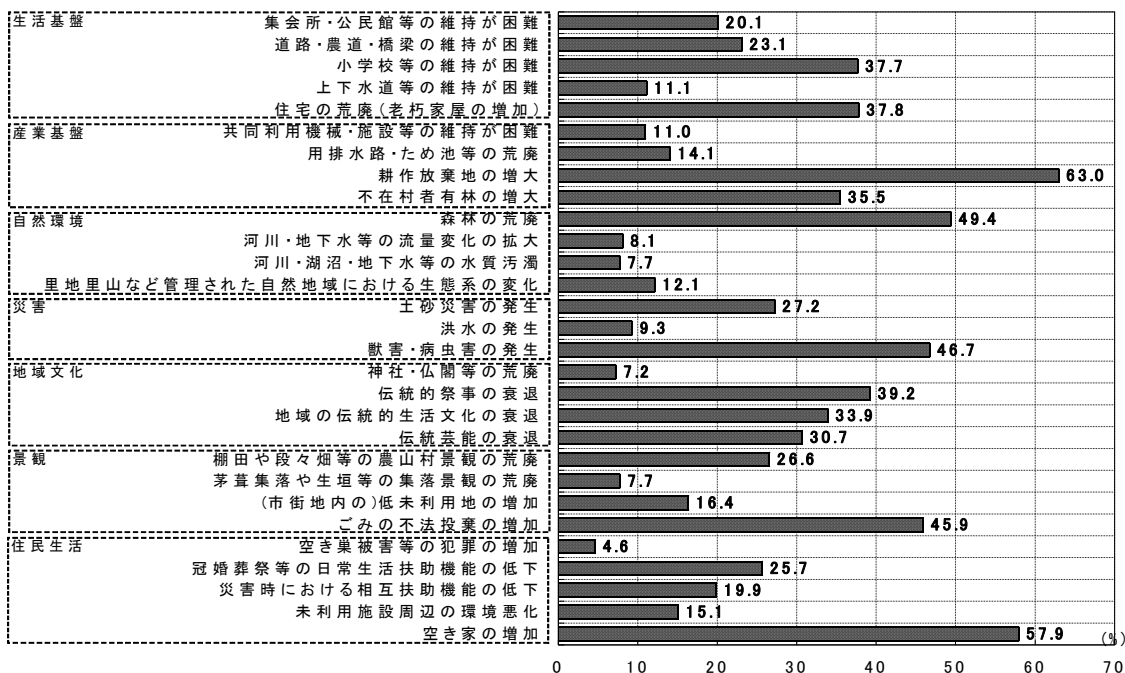
過疎地域等における62,273集落のうち、高齢者（65歳以上）の割合が50%以上の集落は7,878集落となっている。また、市町村の回答によれば423集落が今後10年以内に消滅するおそれがあり、2,220集落がいずれ消滅するおそれがあると予測されている。

集落は、生活扶助機能、資源管理機能など重要な役割を果たしているが、多くの集落において、耕作放棄地の増大、空き家の増加、森林の荒廃、獣害・病虫害の発生等の問題や現象が指摘されている。

集落機能の維持が困難になっている集落等に対する市町村の集落対策についてみると、生活基盤の維持や住民生活に対する支援に係る施策が多くみられる。



図表24 集落での問題の発生状況

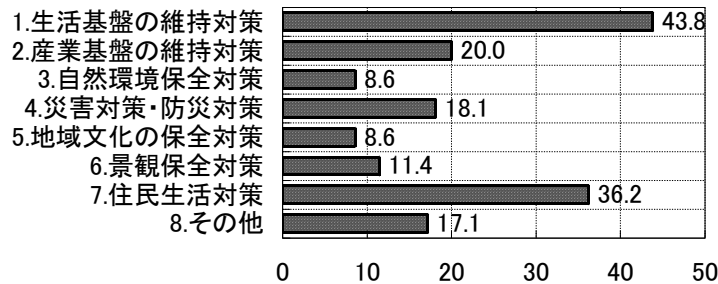


図表25 市町村アンケートの回答による今後の消滅の可能性別集落数

	10年以内に消滅	いずれ消滅	存続	不明	計
北海道	23 (0.6%)	187 (4.7%)	3,365 (84.2%)	423 (10.6%)	3,998 (100.0%)
東北圏	65 (0.5%)	340 (2.7%)	11,218 (88.1%)	1,104 (8.7%)	12,727 (100.0%)
首都圏	13 (0.5%)	123 (4.9%)	1,938 (77.2%)	437 (17.4%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	21 (1.3%)	52 (3.1%)	997 (59.6%)	603 (36.0%)	1,673 (100.0%)
中部圏	59 (1.5%)	213 (5.5%)	2,715 (69.6%)	916 (23.5%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	26 (0.9%)	155 (5.6%)	2,355 (85.7%)	213 (7.7%)	2,749 (100.0%)
中国圏	73 (0.6%)	425 (3.4%)	10,548 (84.0%)	1,505 (12.0%)	12,551 (100.0%)
四国圏	90 (1.4%)	404 (6.1%)	5,447 (82.6%)	654 (9.9%)	6,595 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	319 (2.1%)	13,634 (89.2%)	1,271 (8.3%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	167 (57.8%)	120 (41.5%)	289 (100.0%)
全国	423 (0.7%)	2,220 (3.6%)	52,384 (84.1%)	7,246 (11.6%)	62,273 (100.0%)

(備考) 各圏域は次のとおりである。
 東北圏…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 首都圏…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
 北陸圏…富山県、石川県、福井県
 中部圏…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国圏…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国圏…徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

図表26 市町村による集落対策事業の実施状況



分類	具体的内容(例)
生活基盤の維持対策	給水施設整備、ケーブルテレビ網の整備、集会所の整備・補修等に対する補助、高齢者住宅の整備、定住団地整備、空き家の利活用
産業基盤の維持対策	農林道の整備(材料費補助を含む)、港湾整備、農地保全事業、担い手育成、情報通信施設整備
自然環境保全対策	中山間地域直接支払
災害・防災対策	防災集団移転事業、冬期集落保安要員設置、鳥獣駆除対策事業
地域文化の保全対策	文化財保護補助金
景観保全対策	地域文化活性化事業(古民家再生等)、エコガーデン構想(花木植栽)
住民生活対策	福祉バスの運行、離島航路運営費補助、路線廃止代替バスの運行、地域づくり活動への補助(交付金)、特色ある地域づくり活動への支援、患者輸送事業、高齢者の訪問活動、へき地診療所設置
その他	山村留学

(備考) 国土交通省及び総務省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査」(平成18年度)による(図表23～26)。

(2) 集落移転・集落再編の取組

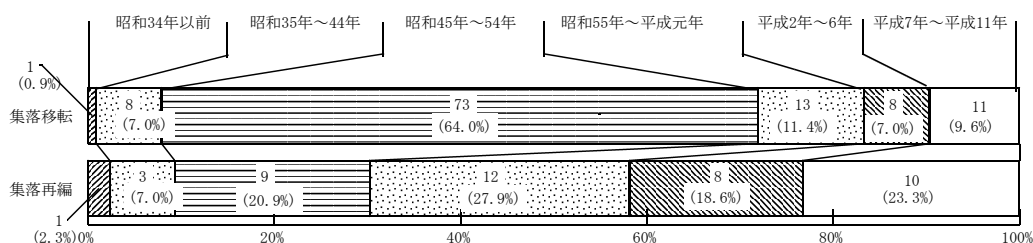
(集落移転・集落再編経験住民は移転・再編を比較的高く評価)

集落移転は昭和45年～54年に6割以上が実施され、比較的最近では集落移転と集落再編は同程度実施されている。

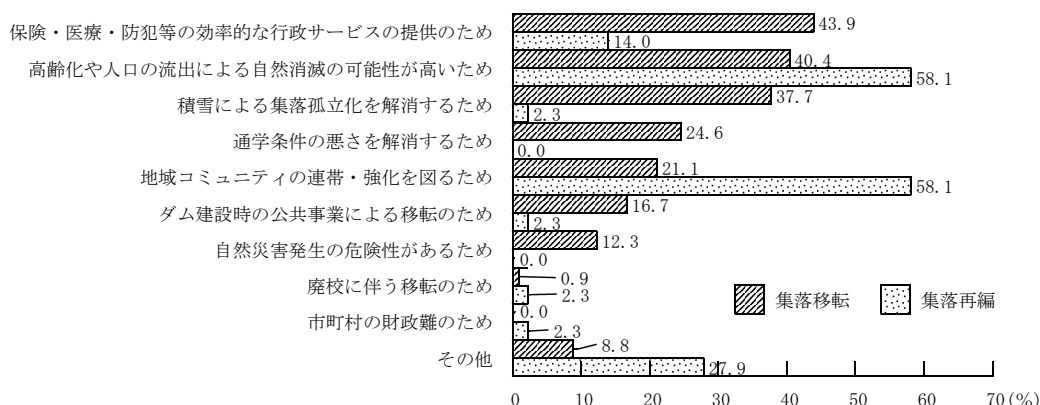
集落移転の主な背景・理由は、効率的な行政サービスの提供、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、積雪による集落孤立化の解消であり、集落再編については、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、地域コミュニティの連帯・強化であるとされている。

過去に集落移転又は集落再編を経験した住民を対象とした意識調査によれば、集落移転してよかったとの回答は8割以上を占めており、集落再編して良かったとの回答もほぼ5割を占めている。

図表27 過疎地域における集落移転・集落再編の実施時期

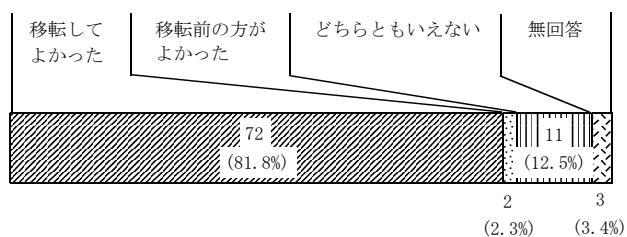


図表28 集落移転・集落再編の背景・理由

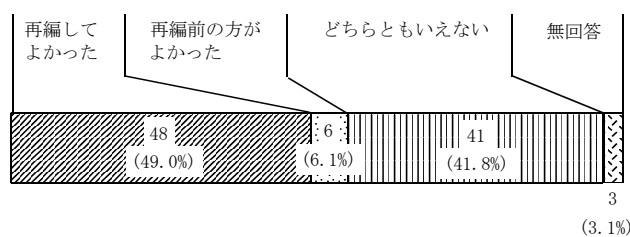


(備考) 旧国土庁「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査報告書」(平成12年3月)による(図表27、28)。

図表29 集落移転の感想



図表30 集落再編の感想



(備考) 総務省「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査報告書」(平成13年3月)による(図表29、30)。

(注) 「集落移転」とは、基礎条件の厳しい集落を基幹集落等に移転させるものであり、「集落再編」とは、移転を伴わず、集落の合併・統合・新行政区の設定等により基幹集落の強化と適正規模集落の育成を図るものである。

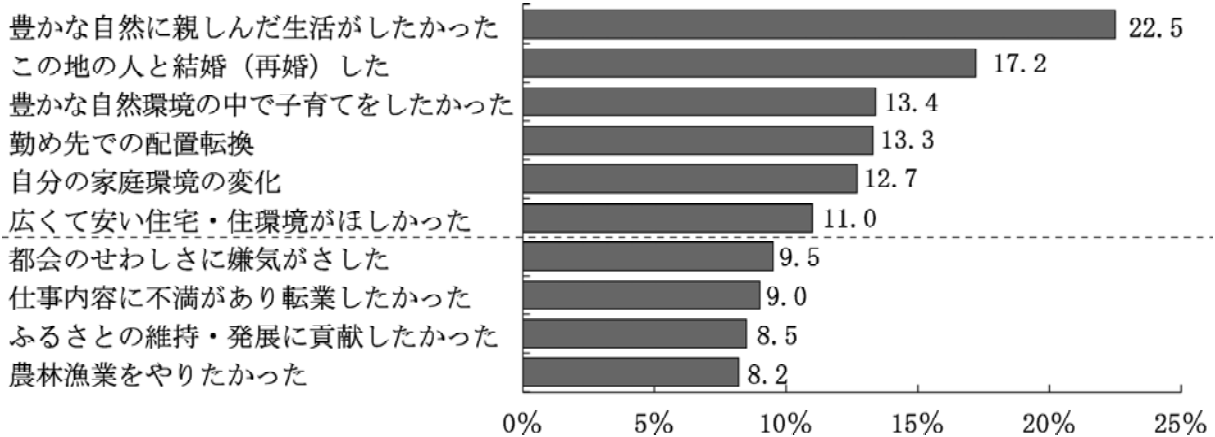
(3) U I ターン者の実態把握

(U I ターン者に望まれている施策)

U I ターン者アンケートによると転入したきっかけ・動機としては、豊かな自然の中での生活、子育てへの志向が上位となっている。

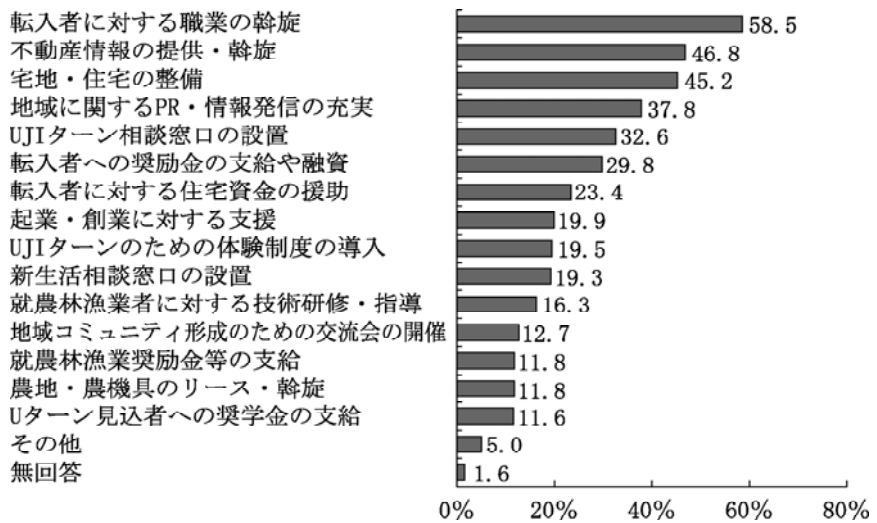
また、転入者を増やすためには「転入者に対する職業の斡旋」が、長く住み続けてもらうためには「保健・医療・福祉サービス（施設）の整備」が施策として最も望まれている。

図表31 転入したきっかけ・動機（上位10項目）



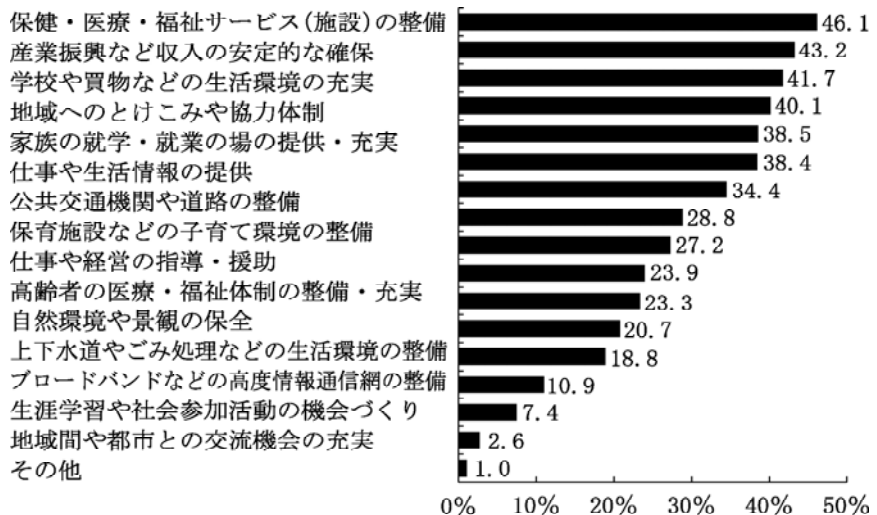
図表32

転入者を増やすために望まれている施策



図表33

長く住み続けてもらうために必要な施策



(備考) 総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成16年3月)による(図表31~33)。

(4) 都市等との連携・交流

(交流居住)

都市住民を対象としたアンケート調査によると、全体の約3割が交流居住に興味をもっている。

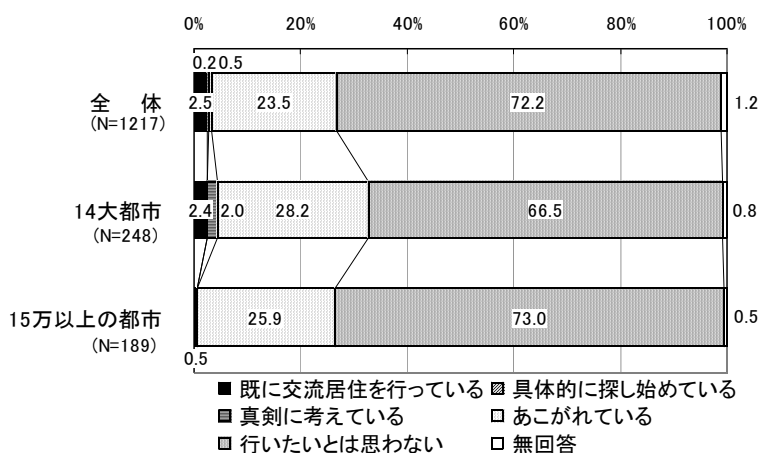
さらに交流居住に興味を持っている人のニーズをみると、田舎で「静かにのんびり」過ごすこと、「景色や環境」に恵まれた田舎での生活を希望する人が多い。

都市住民が必要とする情報としては、「地域の自然・交通条件」「実践者の体験談」「医療・福祉体制」に関するものが上位を占め、また、自治体に希望する施策としては、「情報発信」「相談窓口の設置」が上位を占めている。

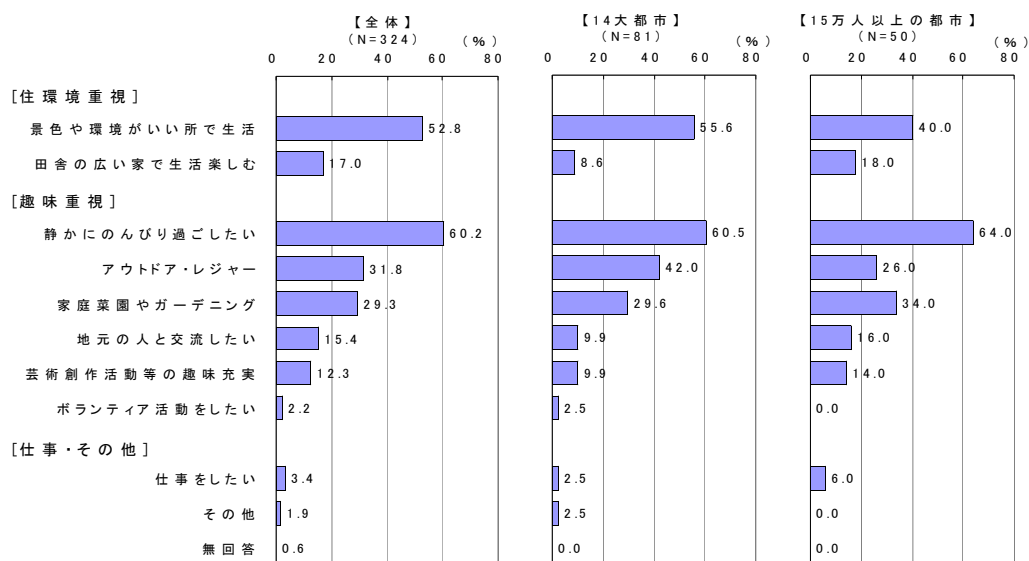
(注) 交流居住とは：

都市住民が都市と田舎に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達との交流を楽しみながら生活する新しいライフスタイル

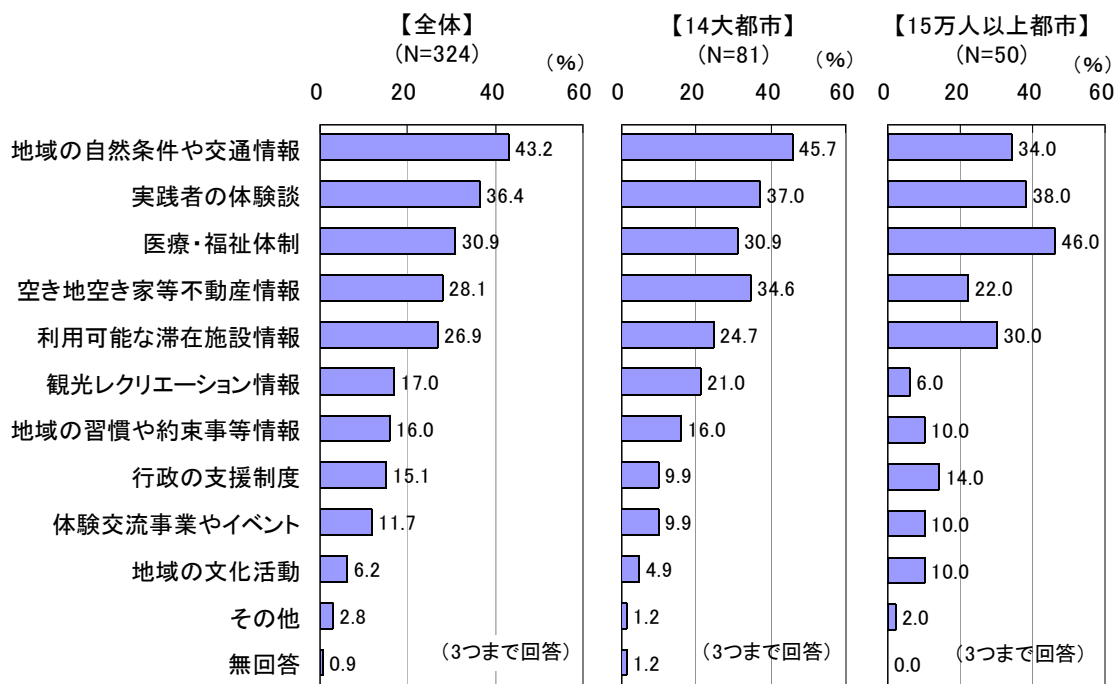
図表34 交流居住に関する都市住民の意識



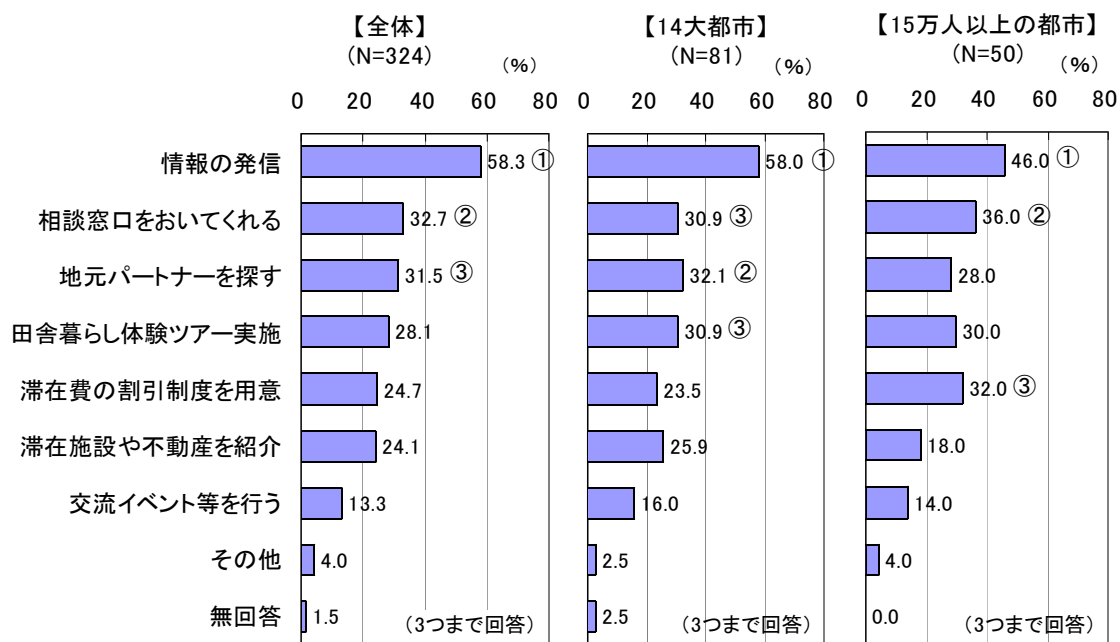
図表35 田舎で希望する過ごし方



図表36 都市住民が必要とする交流居住に関する情報の内容



図表37 都市住民が自治体に希望する交流居住に関する施策



(備考) 総務省「過疎地域における交流居住促進にむけたニーズ分析に関する調査」(平成17年3月)による(図表34~37)。

（自治体間交流の取組状況）

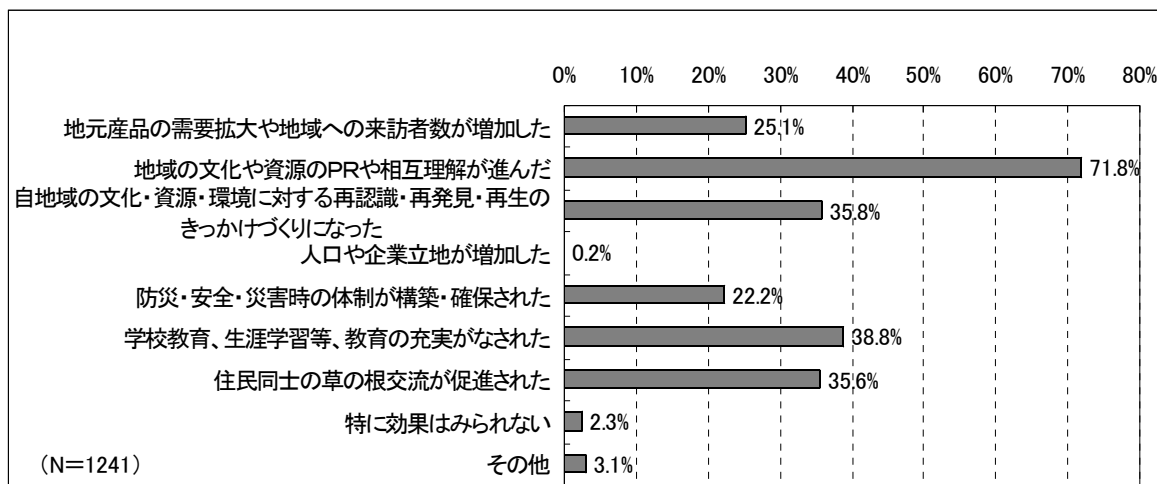
全国の市区町村を対象としたアンケート調査によると、回答のあった団体のうち約5割が他の市区町村と提携関係を有している。

交流によって得られた効果を見ると、「地域の文化や資源のPRや相互理解が進んだ」との回答が約7割と多く、「学校教育、生涯学習等、教育の充実がなされた」、「住民同士の草の根交流が促進された」が続いている。今後充実させたい自治体間交流の分野としては「教育分野」が最も多く、「経済分野」、「防災・災害支援分野」が続いている。

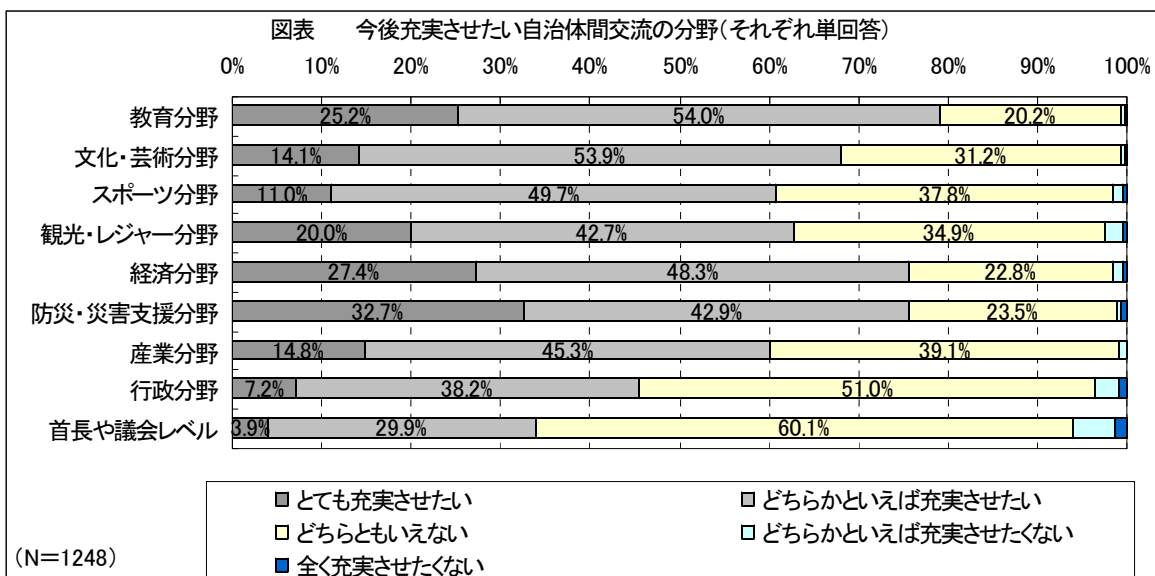
図表38 提携関係の締結状況（回答結果）

回答数	提携関係を有している団体数	提携締結比率
1248団体	668団体	53.5%
うち過疎地域 398団体	うち過疎地域 196団体	49.2%

図表39 交流によって得られた効果



図表40 今後充実させたい自治体間交流の分野



12. 過疎対策事業にかかる実績・計画

過疎対策事業は、都道府県及び過疎関係市町村の計画に基づき、いわゆるハード・ソフトの両面から、過疎地域の自立促進、振興・活性化等に資する事業が幅広く総合的に実施されている。

分野別にみると、振興法の時代までは約半分を占めていた「交通通信体系の整備等」が、活性化法時代以降シェアをやや下げ、他方で、「交通通信体系の整備等」のうち「通信・情報化関係」、「生活環境の整備」、「医療の確保」のシェアが活性化法以降に増加するなど、過疎対策事業の内容は、時代のニーズに応じて変化してきている。

現行の自立促進法に基づく前期自立促進計画実績（平成12年度～16年度）及び後期自立促進計画における過疎対策事業の実績・計画額は約27兆円であり、分野別には「生活環境の整備」、「高齢者の保健・福祉」等のシェアが従来以上に高くなっている。

図表41 過疎対策における事業実績等

(単位：億円、%)

区 分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進		生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合 計	
			うち通信・情報化関係									
緊急措置法 (S45～S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	156 (0.2)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)			
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	769 (0.4)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)			
活性化法 (H2～H11)	前期実績	49,669 (31.2)	64,221 (40.4)	945 (0.6)	22,740 (14.3)	4,320 (2.7)	2,407 (1.5)	13,117 (8.2)	200 (0.1)	2,484 (1.6)	159,158 (100.0)	
	後期実績	56,935 (27.9)	78,451 (38.4)	1,532 (0.8)	41,317 (20.2)	6,988 (3.4)	3,804 (1.9)	11,747 (5.8)	986 (0.5)	3,901 (1.9)	204,128 (100.0)	
	合 計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	2,477 (0.7)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
実績合計 (S45～H11)	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	3,402 (0.6)	102,293 (16.6)	9,621 (1.6)	51,419 (8.3)	1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)			
自立促進法	前期実績 H12～16	39,580 (27.6)	55,500 (38.7)	2,025 (1.4)	30,019 (20.9)	5,243 (3.7)	2,821 (2.0)	7,028 (4.9)	1,270 (0.9)	709 (0.5)	1,422 (1.0)	143,592 (100.0)
	後期計画 H17～21	33,593 (26.7)	42,600 (33.9)	3,133 (2.5)	27,277 (21.7)	5,673 (4.5)	2,744 (2.2)	10,271 (8.2)	1,532 (1.2)	476 (0.4)	1,570 (1.2)	125,736 (100.0)
	合 計	73,173 (27.2)	98,100 (36.4)	5,158 (1.9)	57,296 (21.3)	10,916 (4.1)	5,565 (2.1)	17,299 (6.4)	2,802 (1.0)	1,185 (0.4)	2,992 (1.1)	269,328 (100.0)
S45～H21 合 計	245,557 (27.7)	365,912 (41.3)	8,560 (1.0)	170,505 (19.3)	15,186 (1.7)	71,520 (8.1)	2,972 (0.3)	13,649 (1.5)	885,301 (100.0)			

(備考) 1 総務省調べ。

2 () は構成比である。

《各分野に含まれる事業の例》

○産業の振興	農業経営近代化事業、港湾、企業誘致対策、地場産業振興対策、商店街振興対策、等
○交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	市町村道、住民の交通利便の確保、※テレビ放送中継施設、※ブロードバンド・携帯電話等エリア整備、等 ※＝うち、通信・情報化の事業例
○生活環境の整備	水道（上水道、簡易水道）、下水（公共下水道、農業集落排水、地域し尿処理）、ごみ処理、消防、等
○高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	高齢者福祉、児童福祉、母子福祉施設、等
○医療の確保	無医地区対策、へき地医療確保、巡回診療、保健指導、等
○教育の振興	学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、教職員住宅、給食施設）、幼稚園、公民館、集会所、体育館、等
○地域文化の振興等	文化財の保存、人材育成、等
○集落の整備	U・I・Iターンの推進、定住団地の整備、等